

高山市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 2 月 策定

令和 6 年 7 月 改定

高山市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、平成24年度に小中学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、各道路管理者が連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを継続的に推進するため、関係機関の連携体制を構築し、「高山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 高山市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「高山市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

なお、必要に応じて推進会議以外の各機関の協力や招集を求めたり、対策検討委員会を設置します。

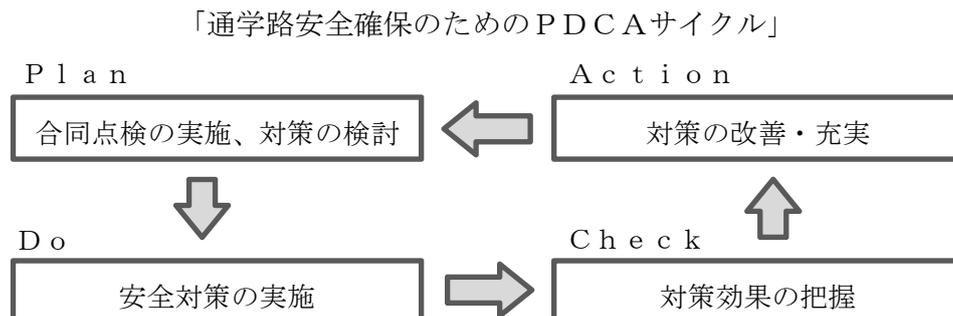
高山市PTA連合会	小中学校	高山国道事務所
高山土木事務所	古川土木事務所	高山警察署
高山市建設部	高山市市民活動部	高山市教育委員会事務局

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、合同点検を継続し、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 定期的な合同点検 (P l a n)

○合同点検の実施方法等

- ・合同点検は、現地において危険要因の検証と対策案の検討を行うことを目的とします。
- ・各小中学校から報告された危険箇所のうち、学校との現地確認が必要な箇所を合同点検の実施箇所とします。
- ・実施時期は、毎年8月とします。
- ・その他、特別な事案等により突発的な合同点検が必要な場合は随時実施します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとに推進会議の構成機関が参加する合同点検を行います。なお、必要に応じて推進会議以外の各機関の招集を求めます。

(3) 対策案の作成

- ・合同点検の結果に基づき対策の必要な箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な対策案を作成します。

(4) 対策の実施 (D o)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が得られているかを確認するため、小中学校に聞き取り等を行い、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 推進会議の開催

- ・本取組の実施にあたり、必要に応じて推進会議を開催し、協議を行います。

4 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については関係者間で認識を共有するために、対策一覧表及び対策箇所図を作成し、公表します。

高山市通学路交通安全プログラム

【通年サイクル】

実施時期	項目	実施内容・実施機関
4月 ～ 6月	学校・PTAによる通学路点検	各小中学校においてPTAと連携して通学路の点検を行い、把握した危険箇所及び要望事項を点検結果報告書にて教育委員会に報告する。 【各小中学校→教育委員会】
7月	合同点検実施箇所の選定	点検結果報告書の内容確認を行い、学校との現地確認が必要な箇所を合同点検の実施箇所として選定する。 合同点検の日程を調整する。 【教育委員会】
8月	合同点検の実施	小中学校ごとに危険箇所の合同点検を実施し、危険要因の検証と対策案の検討を行う。 【推進会議メンバー】
9月	対策案の作成	合同点検の結果を踏まえ、対策必要箇所について対策案を作成する。(合同点検を行っていない対策必要箇所も含む) 【道路管理者、警察署、教育委員会】 対策案を各小中学校に伝達する。 【教育委員会→各小中学校】
10月～	対策費の予算要求	安全対策に必要な経費について、次年度の予算要求を行う。 【道路管理者等】
1月	対策必要箇所の公表	対策一覧表及び対策箇所図を作成し、市ホームページ上に公開する。 【教育委員会】
次年度以降	安全対策の実施 対策効果の把握 対策の改善・充実	順次、安全対策を実施する。 対策実施後の効果の把握を行うとともに、必要に応じて対策の改善・充実を図る。 【道路管理者、警察署、教育委員会】

※道路破損等、緊急を要する対策箇所については随時通報を受け付け対策を実施する。